

# 第3章 ごみ処理の現状と課題

## 第1節 ごみ処理の流れと処理内訳

### 1. ごみ処理の流れ

本市では、令和6(2024)年4月より神栖地域と波崎地域でごみの分別区分を統一しました。図表3-1に示すようにごみの分別区分は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源、粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみの6種類に分かれています。


家庭系ごみは、市全域で委託業者による収集(無料)を行っています。事業系ごみは、許可業者による収集(有料)が行われています。収集したごみは、家庭系ごみ、事業系ごみともに中間処理施設<sup>※</sup>へ搬入し、処理しています。

可燃ごみは、本市と鹿嶋市が共同(鹿嶋地方事務組合)で整備した鹿島共同可燃ごみクリーンセンターで焼却処理を行い、発生した熱と蒸気を利用して発電を行うサーマルリサイクルを行っています。なお、波崎地域の家庭系及び事業系可燃ごみの自己搬入分は、中継施設を経由し、鹿島共同可燃ごみクリーンセンターへ搬入、処理しています。

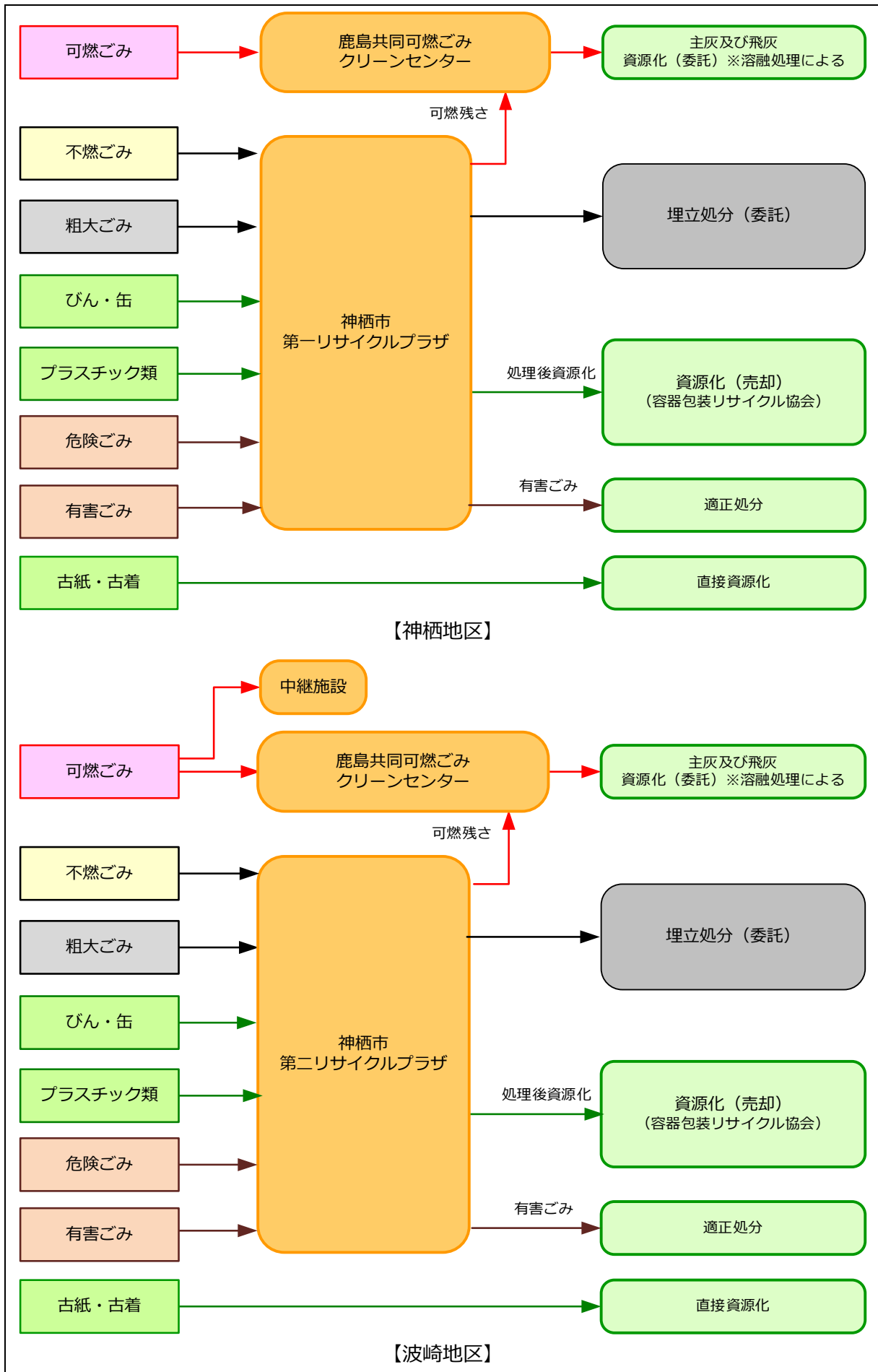
不燃ごみ、資源、粗大ごみ及び危険ごみは、神栖地区は神栖市第一リサイクルプラザ、波崎地区は神栖市第二リサイクルプラザで破碎・選別処理を行っています。選別されたアルミや鉄、ペットボトルなどの資源は、民間業者などに引き渡し、再資源化しています。リサイクルプラザで破碎・選別処理をした際に発生した可燃ごみ(以下、「可燃残さ」という。)は、鹿島共同可燃ごみクリーンセンターへ搬入し、民間業者に引き渡しの出来ない不燃ごみは民間業者に委託し、埋立処分しています。有害ごみは、リサイクルプラザへ搬入後、民間業者に委託して適正処理を行っています。

※中間処理施設：鹿島共同可燃ごみクリーンセンター、神栖市第一リサイクルプラザ、神栖市第二リサイクルプラザ

◆図表3-1 ごみの分別区分

区分	ごみの例	
可燃ごみ	台所ごみ(生ごみ)、汚れの取れないプラスチック類、木くず・草、資源とならない紙(紙くず・特殊加工紙)、ゴム・皮革類 等	
不燃ごみ	金属類、ガラス類、陶磁器類、電化製品、  プラマークのないプラスチック類 等	
資源	古紙・古着	新聞・チラシ、ダンボール、紙バック、雑誌・その他の紙、古着・古布(ゴム製・わた入りのものは除く。) 等
	ビン・缶	ビン類、アルミ・スチール缶(飲料用のもの)、食用油缶
	プラスチック類	ペットマークがあるペットボトル、プラマークがあるトレイ・プラスチック
粗大ごみ	家具類、建具類、家電・音響製品類、流し台(ステンレス製)、自転車 等	
有害ごみ	電池、水銀体温計、蛍光管 等	
危険ごみ	刃物・割れたガラス、割れた陶磁器、針、釘、ライター、スプレー缶 等	

◆図表 3-2 ごみ処理の流れ



## 2. 収集・運搬

本市のごみ分別区分は、図表 3-3 に示すように「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源」、「有害ごみ」、「危険ごみ」、「粗大ごみ」に分かれています。「資源」は「古紙・古着」、「プラスチック類」、「ビン・缶」に分けられます。

◆図表 3-3 収集・運搬方法

区分		排出方法	収集回数
可燃ごみ		市指定袋を使用し、集積所に出すか自己搬入	週 2 回
不燃ごみ		市指定袋を使用し、集積所に出すか自己搬入	月 2 回
粗大ごみ		リサイクルプラザへの電話予約による戸別回収 または、自己搬入	-
資源	古紙・古着	市指定袋を使用し、集積所に出すか自己搬入 または、集団回収	月 2 回
	プラスチック類	市指定袋を使用し、集積所に出すか自己搬入 または、集団回収	月 2 回
	ビン・缶	市指定袋を使用し、集積所に出すか自己搬入 または、集団回収	月 2 回
有害ごみ		透明または半透明の袋を使用し、集積所に出すか 自己搬入	月 2 回
危険ごみ		透明または半透明の袋を使用し、集積所に出すか 自己搬入	月 2 回

家庭系ごみは委託業者が、事業系ごみは許可業者が収集しています。収集運搬に使用している車両を以下に示します。

◆図表 3-4 収集運搬車両

区分	収集方式	台数	総積載量
委託業者	トラック及びパッカー車	70 台	168t
許可業者	トラック及びパッカー車	508 台	2,354t

注) 令和 7 年 6 月現在

## 第 2 節 ごみの排出量の実績

### 1. ごみ種類別排出量

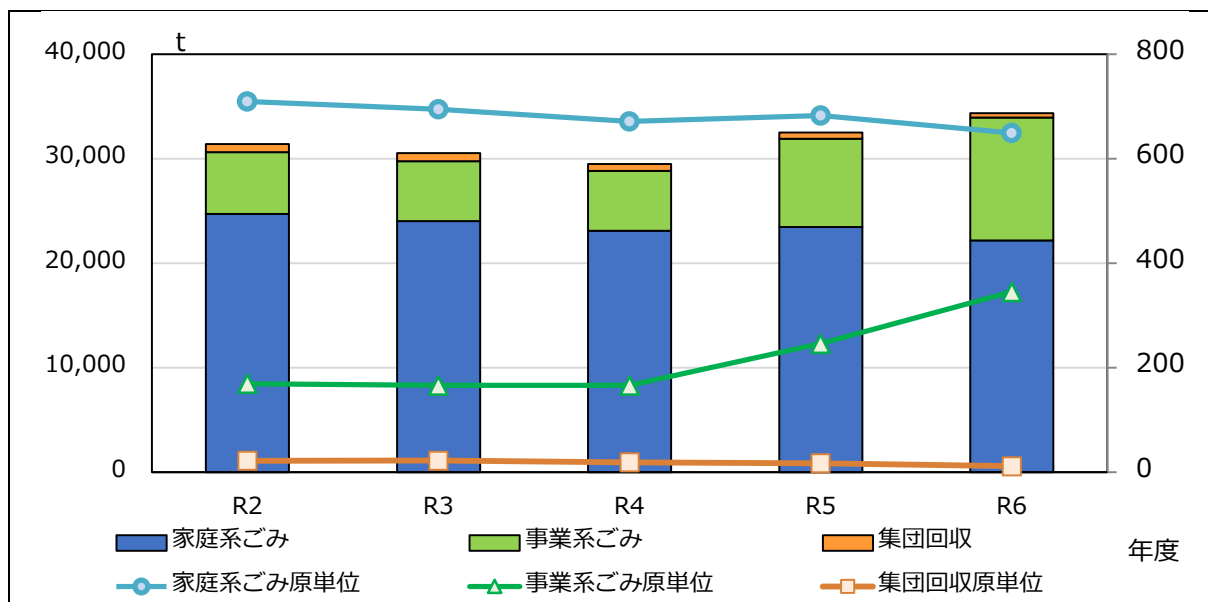
ごみの排出量の実績を図表 3-5 に示します。ごみ総排出量は、令和 4(2022)年度に 29,493t/年まで減少しましたが令和 6(2024)年度は 34,347t/年に増加しました。内訳をみると家庭系ごみと集団回収は減少傾向に対して、事業系ごみは令和 5(2023)年度から大きく増加しています。

本市は令和 5 年(2023 年)9 月末まで、鹿島地方事務組合の RDF 化施設で可燃ごみを固形燃料(RDF)化し、民間の鹿島共同再資源化センター株式会社(以下「KRC」)で焼却・発電(サーマルリサイクル)を行っていました。事業系一般廃棄物の一部については、RDF 化施設を經由せず KRC へ直接搬入していました。

同年 10 月、KRC が可燃ごみ及び RDF の受け入れを停止したため、これまで KRC に直接搬入されていた事業系ごみの一部は、鹿島地方事務組合の新施設「鹿島共同可燃ごみクリーンセンター」へ搬入されることとなりました。その結果、市が把握する事業系ごみの量が急増しました。

◆図表 3-5 ごみ総排出量の実績

区 分		単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
人口 (3 月 31 日)		人	95,488	94,779	94,324	93,909	93,550
家庭系	年間排出量	t	24,730	24,021	23,115	23,467	22,171
	1 人 1 日当たりの排出量	g/人日	710	694	671	683	649
事業系	年間排出量	t	5,906	5,743	5,722	8,456	11,782
	1 人 1 日当たりの排出量	g/人日	169	166	166	247	345
集団回収	年間排出量	t	760	767	656	587	394
	1 人 1 日当たりの排出量	g/人日	22	22	19	17	12
合 計	合計	t	31,396	30,531	29,493	32,510	34,347
	1 人 1 日当たりの排出量	g/人日	901	883	857	946	1,006



## 2. 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみの排出量は、減少傾向となっており、令和6(2024)年度に大きく減少しています。

この主な要因は、令和6年4月の分別区分統一に伴い、汚れの取れないプラスチック類やゴム・皮革類などが不燃ごみから可燃ごみ(サーマルリサイクル)へと区分変更されたことや、資源物への分別の徹底が図られたことにあります。

種類別に見ると、次のとおりです。

○可燃ごみは概ね横ばい傾向となっています。

○不燃ごみは減少傾向にあり、令和6(2024)年度に大きく減少しています。

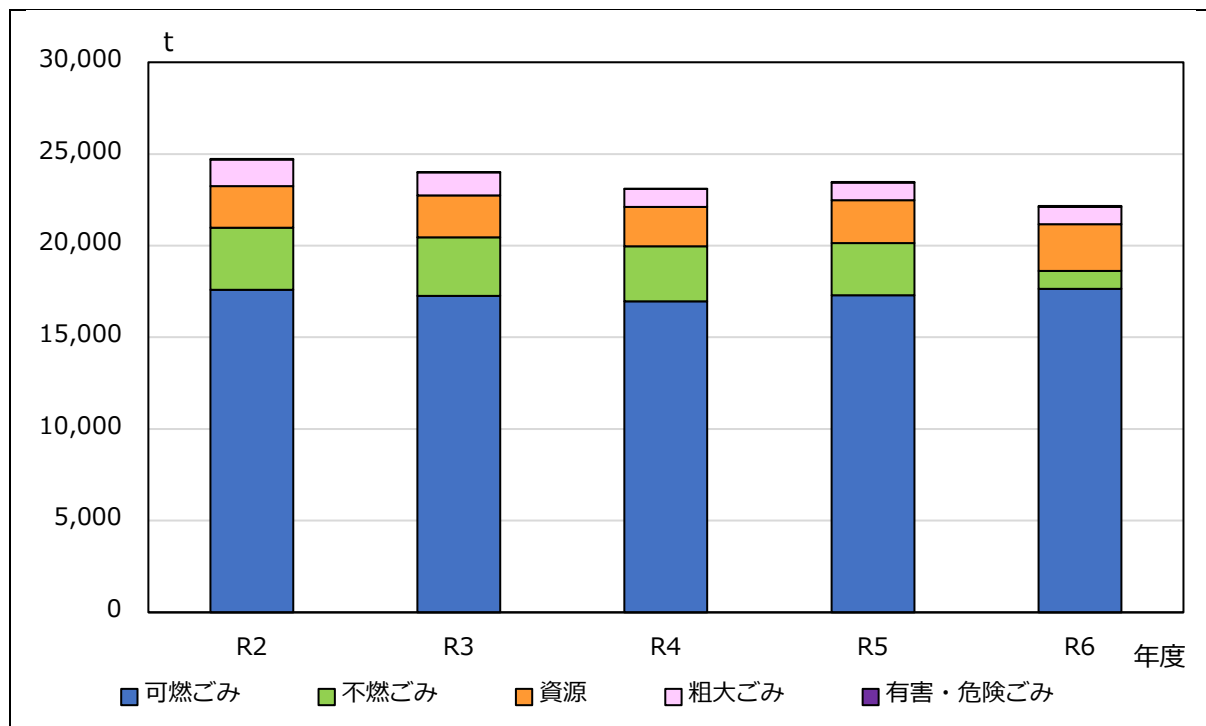
○資源は令和4(2022)年度までは概ね横ばいですが、その後増加しています。

○粗大ごみは減少傾向となっています。

○有害・危険ごみは増加傾向となっています。

◆図表 3-6 家庭系ごみ排出量の実績

区 分	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
可燃ごみ	t	17,595	17,256	16,965	17,301	17,649
不燃ごみ	t	3,375	3,192	3,003	2,832	979
資 源	t	2,276	2,292	2,143	2,340	2,541
粗大ごみ	t	1,455	1,260	977	960	949
有害・危険ごみ	t	29	21	27	34	53
合 計	t	24,730	24,021	23,115	23,467	22,171



### 3. 事業系ごみ排出量

事業系ごみの排出量は、令和 5(2023)年度以降増加しています。

令和 6 年 4 月より、汚れの取れないプラスチック類やゴム・皮革類など、従来不燃ごみとしていたものの一部が可燃ごみへ変更されたことにより、不燃ごみが大きく減少しています。

種類別に見ると、次のとおりです。

○可燃ごみは令和 5(2023)年度以降増加しています。

○不燃ごみは令和 6(2024)年度に大きく減少しています。

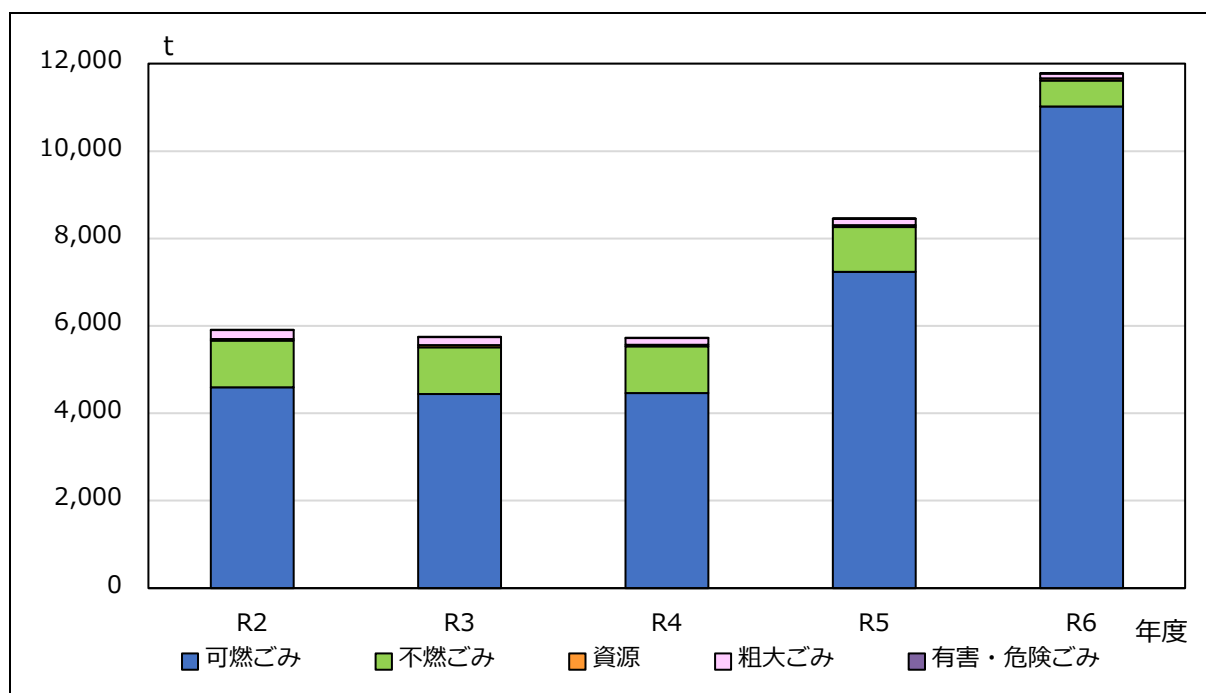
○資源は、概ね横ばい傾向となっています。

○粗大ごみは、減少傾向となっています。

○有害・危険ごみは令和 5(2023)年度までは概ね横ばいですが、令和 6(2024)年度に増加しています。

◆図表 3-7 事業系ごみ排出量の実績

区 分	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
可燃ごみ	t	4,591	4,437	4,464	7,238	11,019
不燃ごみ	t	1,069	1,074	1,068	1,025	594
資 源	t	42	51	39	41	50
粗大ごみ	t	202	179	148	150	113
有害・危険ごみ	t	2	2	3	2	6
合計	t	5,906	5,743	5,722	8,456	11,782



## 4. 集団回収量

集団回収量は、令和 4(2022)年度以降減少しています。

種類別に見ると、次のとおりです。

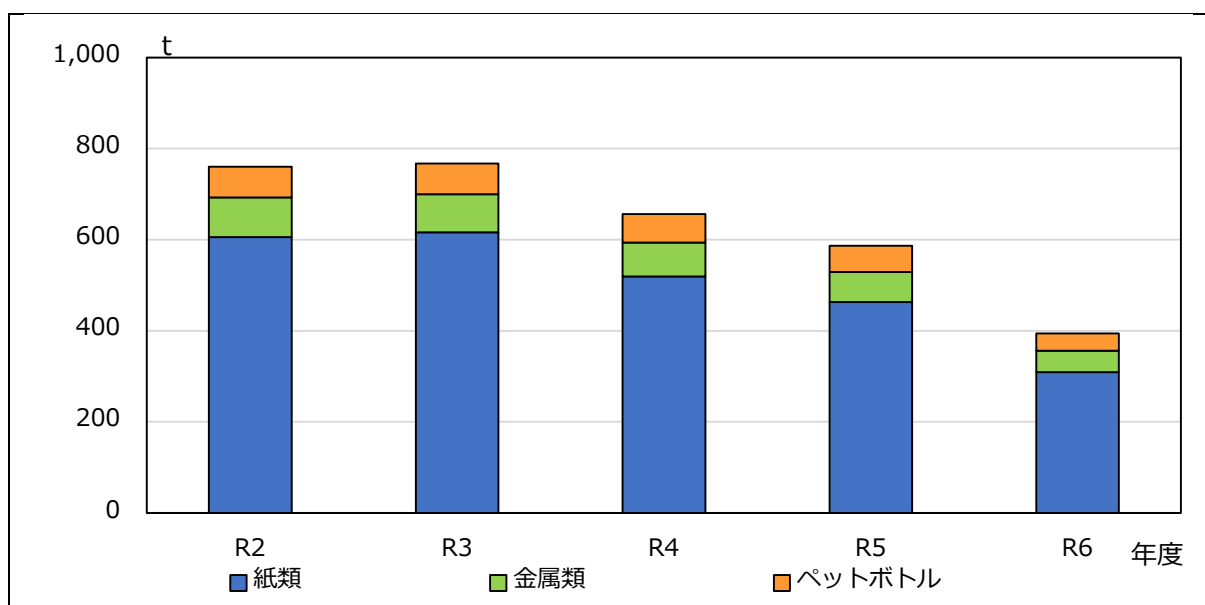
○紙類は減少傾向となっています。

○金属類は減少傾向となっています。

○ペットボトルは概ね横ばい傾向でしたが令和 6(2024)年度に減少しています。

◆図表 3-8 集団回収量の実績

区分	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
紙類	t	606	616	519	463	309
金属類	t	87	84	75	66	47
ペットボトル	t	67	67	62	58	38
合計	t	760	767	656	587	394

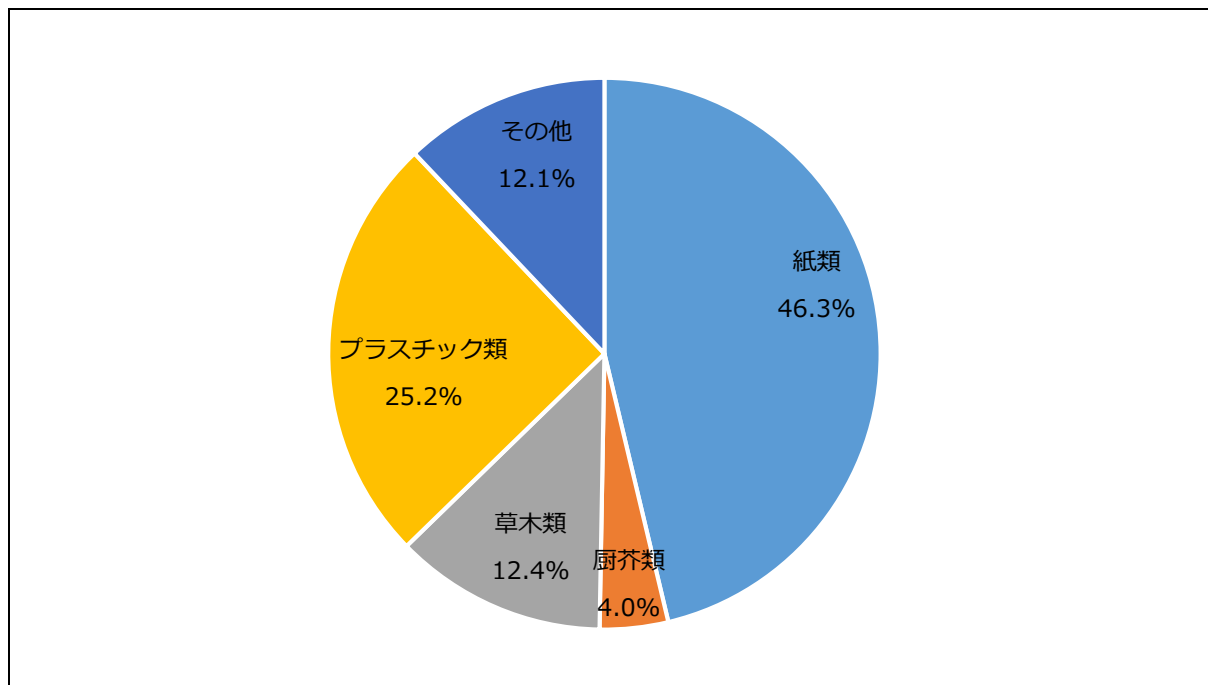


### 第 3 節 ごみの性状

可燃ごみの性状について図表 3-9 に示します。本市から排出される可燃ごみは、鹿島共同可燃ごみクリーンセンターにて焼却処理しており、当該施設にてごみ組成調査を実施しています。

可燃ごみでは、紙類が最も多く、次にプラスチック類が多く占めています。

◆図表 3-9 可燃ごみの性状



## 第4節 ごみの減量化及び再生利用の実績

### 1. 普及・啓発

ごみの減量化を促進するためには、まずごみになるものを出さない活動が不可欠です。しかし、ごみの発生と排出を最小限に抑えるには、従来の生活様式や事業活動を見直す必要があります。そのため、本市では、市民や事業者に対して、ごみの減量化を積極的に普及・啓発しています。

現在、本市が実施している主な啓発活動は以下のとおりです。

#### ■本市が実施している普及・啓発活動

- ・市のホームページや広報紙等への定期的な掲載
- ・ごみ減量等に係るチラシの配布
- ・神栖市第一リサイクルプラザを活用した体験学習等

### 2. 生ごみのたい肥化

生ごみ処理容器等の購入補助実績を図表 3-10 に示します。本市では可燃ごみの減量化を図るため、たい肥化容器(コンポスト)、密閉容器及び電気処理機の購入に対して補助金を交付し、生ごみのリサイクルを推進しています。

生ごみ処理容器等の購入補助実績は、たい肥化容器や密閉容器については概ね横ばいですが、電気処理機は増加傾向にあります。

◆図表 3-10 生ごみ処理容器等の購入補助実績

区 分	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
たい肥化容器 (コンポスト)	基	25	34	35	17	35
密閉容器	基	0	7	6	2	0
電気処理機	基	24	25	28	36	46

◆図表 3-11 補助金の概要

区 分	補助金額
たい肥化容器(コンポスト) (土中の微生物や小動物等の活動を利用し、生ごみを分解させることにより当該生ごみを減量化・たい肥化させる容器)	1世帯あたりの補助対象基数：2基まで 補助限度額：1基につき、5,000円 補助金額：購入価格(税抜)の2分の1 (100円未満切捨て)
密閉容器 (発酵促進剤等を使用し、生ごみを分解させることにより、生ごみを減量化・たい肥化させる容器)	1世帯あたりの補助対象基数：2基まで 補助限度額：1基につき、5,000円 補助金額：購入価格(税抜)の2分の1 (100円未満切り捨て)
電気式生ごみ処理機 (電力による機械的な処理で生ごみを分解または乾燥させることにより、生ごみを減量化・たい肥化させる機械)	1世帯あたりの補助対象台数：1台まで 補助限度額：1台につき、30,000円 補助金額：購入価格(税抜)の2分の1 (100円未満切り捨て)

### 3. 資源物集団回収

本市では、ごみの減量と資源物の再生利用を図るため、資源物集団回収を実施する住民団体及び団体から資源物の回収を行う事業者に対し、集めた資源物の量に応じて奨励金を交付しています。

集団回収量及び実施住民団体数ともに減少傾向となっています。

◆図表 3-12 交付条件の概要

対象	条件	金額
登録団体	資源物の分別および回収を自発的に行うこと 概ね 10 人以上の市民で構成された営利を目的としない団体であること 原則として年 2 回以上集団回収を行うこと	持ち寄った資源物を市の施設へ直接搬入または業者へ引き渡した場合:5 円/kg
登録事業者	登録を受けた住民団体と取引があること 回収した資源物を適法に処理できること	登録団体から回収した資源物:5 円/kg

◆図表 3-13 資源物集団回収の実績

区 分	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
集団回収量	t	760	767	656	587	394
集団回収実施住民団体数	団体	71	71	67	67	54

### 4. 食用油回収

本市では、家庭からの使用済み・使用期限切れの食用油(植物性のもの)を資源として回収しています。回収した食用油は、工業用のインキやせっけん、塗料などさまざまな製品の原料としてリサイクルしています。回収量は概ね 2t で横ばい推移しています。


◆図表 3-14 食用油の回収実績

区 分	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
食用油	t	3	2	2	2	2

## 5. 小型充電式電池の回収

本市では、資源の有効活用のため、市役所や公民館などの市内 14 か所の施設に小型充電式電池の回収ボックスを設置しています。回収ボックスの設置場所を図表 3-15 に示します。回収した小型充電式電池は資源化業者にて資源化されます。

◆図表 3-15 回収ボックスの設置場所

神栖	波崎	回収ボックス
神栖市役所本庁舎 保健・福祉会館(保健センター) 中央公民館 中央図書館 軽野児童館 平泉コミュニティセンター 大野原コミュニティセンター うずもコミュニティセンター	波崎総合支所・防災センター はさき生涯学習センター 矢田部公民館 若松公民館 土合体育館 矢田部ふれあい館	 一般社団法人 JBRC の 「リサイクル BOX」

## 6. エコ・ショップ制度

本市では、環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売り店舗を「エコ・ショップ」として認定します。

市内では 12 店舗がエコ・ショップに登録しています。



◆図表 3-16 エコ・ショップ登録店舗数

区 分	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
エコ・ショップ登録店舗	件	11	12	12	12

## 第 5 節 ごみ処理の実績

### 1. 焼却量

可燃ごみは、令和 6(2024)年度より鹿島共同可燃ごみクリーンセンターにて焼却処理を行っています。令和 5(2023)年度は、試運転を行いました。

◆図表 3-17 焼却量

項目 \ 年度	単位	R5 (2023)	R6 (2024)
焼却量	t	7,124	30,861
焼却残さ	t	243	3,530

### 2. 資源化量

本市の資源化量の実績を図表 3-18 に示します。本市におけるごみの資源化としては、資源の分別収集、リサイクルプラザでの選別等の中間処理による資源化、焼却残さの資源化と市民が主体となって実施する集団回収があります。

令和 6(2024)年度は可燃ごみが RDF 化から焼却処理になったことにより資源化量が減少し、資源化率が 18.6%に下がっています。

◆図表 3-18 資源化量

項目 \ 年度	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
紙類	t	1,330	1,300	1,157	1,039	642
金属類	t	1,214	1,181	1,088	992	847
ガラス類	t	389	356	330	349	328
ペットボトル	t	232	235	233	225	235
プラスチック類	t	86	84	79	89	97
布類	t	319	318	284	265	283
廃食用油	t	4	3	3	2	2
小型家電	t	1	2	1	1	1
乾電池・蛍光管	t	22	30	30	31	20
RDF 化量	t	12,574	13,267	8,936	10,273	0
主灰のセメント原料化	t	-	-	-	-	1,895
飛灰の山元還元・溶融スラグ	t	-	-	-	243	1,635
合計	t	16,171	16,776	12,141	13,509	6,379
ごみ排出量	t	31,396	30,531	29,493	32,510	34,347
資源化率	%	51.5%	54.9%	41.2%	41.6%	18.6%
資源化率 (RDF・灰の資源化等除く)	%	11.5%	11.5%	10.9%	9.2%	8.3%

注) 集団回収による資源化量も含む。

### 3. 最終処分量

本市の最終処分量の実績を図表 3-19 に示します。本市は最終処分場を所有していないため、民間業者に委託処理しています。最終処分量は年々減少しています。

◆図表 3-19 最終処分量

年度 \ 項目	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
ごみ排出量	t	31,393	30,527	29,490	32,506	34,133
最終処分量	t	1,057	1,027	798	755	587
最終処分率	-	3.4%	3.4%	2.7%	2.3%	1.7%

注) 最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量

## 第 6 節 ごみ処理体制等

本市のごみ処理体制を図表 3-20 に示します。収集運搬については、家庭系ごみは本市、事業系ごみは事業者自らが処理施設へ搬入するか、あるいは許可業者への委託により行います。ごみの中間処理、最終処分については、本市及び鹿島地方事務組合が行います。

◆図表 3-20 ごみ処理体制

ごみの種類		収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	可燃ごみ	神栖市	鹿島地方事務組合	神栖市 鹿島地方事務組合
	不燃ごみ		神栖市	
	資源			
	粗大ごみ			
	その他			
事業系ごみ	可燃ごみ	事業者	鹿島地方事務組合	神栖市 鹿島地方事務組合
	不燃ごみ		神栖市	
	資源			
	粗大ごみ			
	その他			

## 1. 中間処理体制

本市から排出されたごみのうち、可燃ごみは鹿島共同可燃ごみクリーンセンター、不燃ごみ、資源、粗大ごみの一部は神栖市第一リサイクルプラザ及び神栖市第二リサイクルプラザにて中間処理を行っています。古紙・古着については、民間業者で資源化しています。

### 1. 1 鹿島共同可燃ごみクリーンセンター

鹿島共同可燃ごみクリーンセンターは、神栖市と鹿嶋市の可燃ごみを処理し、衛生的な市民生活を維持するための中核的役割を果たす施設であるとともに、市域の循環型社会及び低炭素社会形成にも資する施設となります。ごみを安定的に処理するとともに、環境に優しく、環境を学べる施設として、安全・安心な施設を目指します。

◆図表 3-21 鹿島共同可燃ごみクリーンセンター

施設名	鹿島共同可燃ごみクリーンセンター
設置者	鹿島地方事務組合
供用開始年月	令和6(2024)年4月
処理能力	230t/日
炉数	2炉(115t/日)
処理方式	ストーカ式
炉型式	全連続燃焼式
余熱利用	蒸気タービン発電 4,880 kW



## 1. 2 神栖市第一リサイクルプラザ及び神栖市第二リサイクルプラザ

本市で発生した不燃ごみ、資源、粗大ごみの一部、有害ごみ及び危険ごみは、神栖市第一リサイクルプラザ及び神栖市第二リサイクルプラザに搬入し、適正に処理しています。各ラインで処理された圧縮成形品や古紙類は、施設内のストックヤードで一時貯留され資源化を図っています。カレット類については、カレット貯留場に貯留され資源化を図っています。また、各ラインから発生する可燃物は、鹿島共同可燃ごみクリーンセンターで処理、不燃残さ等については最終的に埋立処分を行っています。

◆図表 3-22 リサイクルプラザの概要

施設名	神栖市第一リサイクルプラザ	神栖市第二リサイクルプラザ
設置者	神栖市	神栖市
供用開始年	平成 17 (2005) 年 11 月	平成 14 (2002) 年 4 月
処理対象	不燃ごみ、資源（古紙・古着、粗大ごみ、プラスチック類、ビン・缶）、有害ごみ・危険ごみ	不燃ごみ、資源（古紙・古着、粗大ごみ、プラスチック類、ビン・缶）、有害ごみ・危険ごみ
処理能力	26t/5h	20t/5h
処理方式	選別・破碎・圧縮・梱包	選別・破碎・圧縮・梱包

## 2. 最終処分体制

本市は最終処分場を所有していないため、民間業者に委託処理しています。

## 3. ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の推移を図表 3-23 に示します。本市の令和 6(2024)年度における処理及び維持管理費は、1 人当たり約 23,300 円、ごみ 1t 当たり約 63,600 円となっています。

◆図表 3-23 ごみ処理経費の推移

項目	年度	R2	R3	R4	R5	R6
		(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
処理及び維持管理費（千円）	①	1,773,588	1,785,380	1,867,975	2,087,961	2,183,560
人口（人）	②	95,488	94,779	94,324	93,909	93,550
ごみ量（t）	③	31,393	30,527	29,493	32,510	34,347
市民 1 人当たり経費（円/人）	①/②	18,600	18,800	19,800	22,200	23,300
ごみ 1t 当たり経費（円/t）	①/③	56,500	58,500	63,300	64,200	63,600

注) 100 円未満は切り捨て  
人口は年度末人口

## 第7節 ごみ処理の評価

### 1. 標準的な指標による評価

国では、市町村が自らの一般廃棄物処理システムについて循環型社会形成、経済性から客観的な評価を行えるよう、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を設けています。本市のごみ処理について「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用して、令和5（2023）年度実績を基に比較評価を行いました。

このツールは、「循環型社会形成」、「経済性」の視点を基に図表3-24に示す5つの指標があります。本市の類似自治体の分類には、図表3-25に示す人口及び産業構造により「Ⅱ1」に分類されます。

◆図表3-24 指標

指標		見方
循環型社会形成	1人1日当たりのごみ総排出量	偏差値が高いほど、ごみ排出量は少なくなる。
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	偏差値が高いほど、資源回収率は高くなる。
	廃棄物のうち最終処分される割合	偏差値が高いほど、最終処分される割合は小さくなる。
経済性	1人当たりの年間処理経費	偏差値が高いほど、1人当たりの年間処理経費が少なくなる。
	最終処分減量に要する費用	偏差値が高いほど、費用対効果は高くなる。

◆図表3-25 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールでの類型（都市）

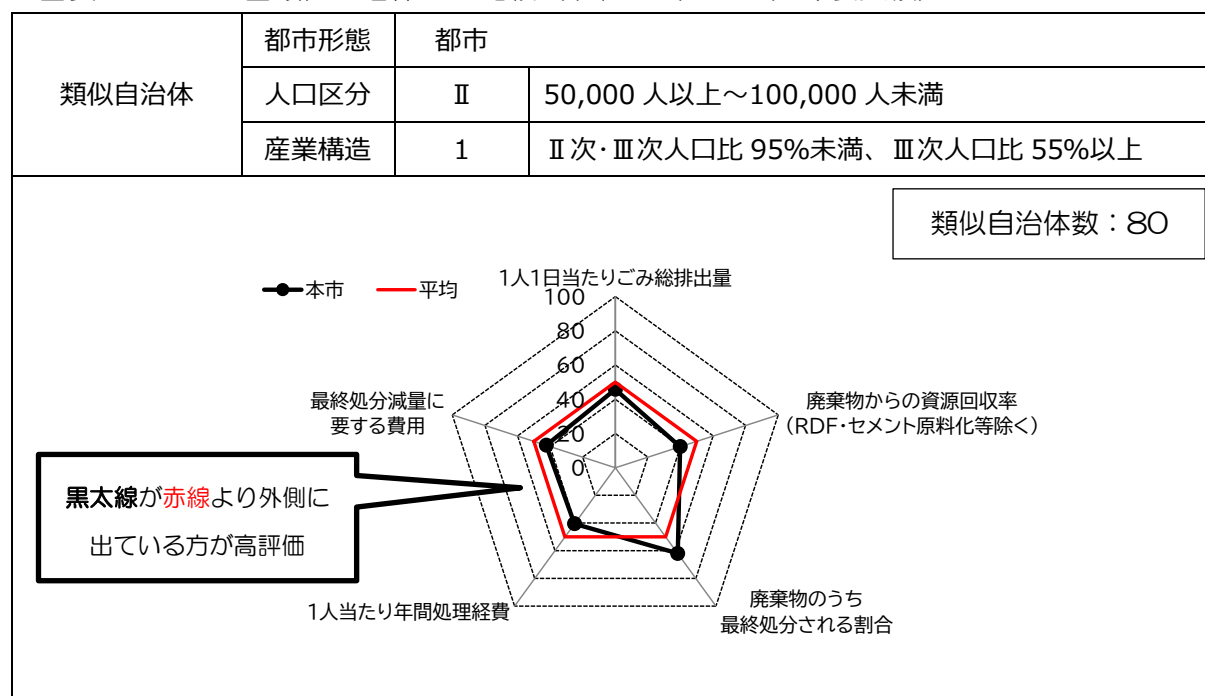
産業 \ 人口			I	II	III	IV
			5万人未満	5万人以上10万人未満	10万人以上15万人未満	15万人以上
0	2, 3次人口比率 95%未満	3次人口比率 55%未満	I 0	II 0	III 0	IV 0
1		3次人口比率 55%以上	I 1	II 1	III 1	IV 1
2	2, 3次人口比率 95%以上	3次人口比率 65%未満	I 2	II 2	III 2	IV 2
3		3次人口比率 65%以上	I 3	II 3	III 3	IV 3

資料：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）より作成

本市と人口と産業構造が類似する自治体との比較評価を行いました。図表 3-26 に示すようにレーダーチャートに示される面積が大きいほど良好な状態であることを示します。

本市は 5 つの指標のうち「廃棄物のうち最終処分される割合」の偏差値が平均値(50)より良好(62)となっています。それ以外の指標の偏差値については、平均値(50)を下回っています。

◆図表 3-26 全国類似自治体との比較（令和 5（2023）年度実績）



項目	1人1日当たりのごみ総排出量 (g/人日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	1人当たり年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	890	14.1%	8.3%	13,412	41,600
最大	1,165	31.4%	27.4%	33,577	94,787
最小	594	6.9%	0.0%	5,078	8,735
標準偏差	124	4.8%	5.0%	5,256	15,770
<b>神栖市の実績</b>	<b>942</b>	<b>9.2%</b>	<b>2.3%</b>	<b>18,389</b>	<b>53,552</b>
<b>神栖市の評価 (偏差値)</b>	<b>45.8</b>	<b>39.8</b>	<b>62</b>	<b>40.5</b>	<b>42.4</b>

注) 類似自治体：人口及び産業構造により全国の市町村を 35 の類型に分類した結果、本市と同じ類型に属する自治体。総務省が提示する類似団体別市町村財政指数表の類型を基にしている。

偏差値：平均点からどれだけ離れているかを数値で表したもの。平均点を偏差値 50 として、平均点より高ければ 50 より大きく、平均点より低ければ 50 より小さくなる。

人口は一般廃棄物処理実態調査票を基にしているため令和 5（2023）年 10 月 1 日現在を基に算出。

出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール

◆図表 3-27 近隣の類似自治体の状況（令和 5（2023）年度実績）

近隣の類似自治体	1人1日当たりのごみ総排出量 (g/人日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	1人当たり年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
茨城県石岡市	967	23.3%	0.5%	6,675	18,870
茨城県結城市	1,056	14.3%	4.7%	11,604	31,217
茨城県笠間市	864	8.5%	13.1%	9,408	31,877
栃木県鹿沼市	820	12.6%	12.9%	17,570	51,623
栃木県日光市	1,121	17.8%	4.0%	24,558	60,004
栃木県大田原市	867	11.0%	10.9%	13,460	43,323
栃木県下野市	710	23.0%	7.5%	17,849	73,668
群馬県渋川市	1,114	8.7%	11.9%	12,117	30,373
千葉県銚子市	1,165	17.9%	3.2%	14,405	32,344
<b>茨城県神栖市</b>	<b>942</b>	<b>9.2%</b>	<b>2.3%</b>	<b>18,389</b>	<b>53,552</b>

注）近隣の類似自治体：北関東及び隣接する銚子市

出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール

## 2. 目標値の達成状況等

目標値の達成状況等を図表 3-28、29 に示します。本計画では、令和 7(2025)年度において 1 人 1 日当たりのごみ排出量と 1 年当たりの総ごみ排出量を指標に目標値を定めています。

令和 6(2024)年度実績は、家庭系ごみに関する指標については、目標値を達成していますが、その他は事業系ごみ排出量が増加したことにより目標値を達成していません。

◆図表 3-28 既定計画における目標

項目	単位	R6(2024)年度 実績	R7(2025)年度 目標値	増減 (対 R6/R7)	R17(2035)年度 目標値
1 人 1 日当たりのごみ排出量	g/人日	1,006	975	+3.1% 未達成	936
家庭系ごみ排出量	g/人日	661	694	-4.8% 達成	680
事業系ごみ排出量	g/人日	345	169	+23.2% 未達成	154
鹿島共同再資源化センター直接搬入分	g/人日		111		102
1 年当たりのごみの総排出量	t/年	34,347	33,904	+1.3% 未達成	32,344
家庭系ごみ排出量	t/年	22,565	24,134	-6.5% 達成	23,485
事業系ごみ排出量	t/年	11,782	5,894	+20.6% 未達成	5,317
鹿島共同再資源化センター直接搬入分	t/年		3,876		3,542
1 年当たりの焼却ごみ量	t/年	30,841	28,288	+8.3% 未達成	26,343

◆図表 3-29 国及び県の一般廃棄物に関する目標値との比較

項目	本市 実績	国の目標		県の目標
		廃棄物処理法に 基づく基本方針	第五次循環型社会 形成推進基本計画	第 5 次茨城県廃棄物 処理計画
目標年度	R6(2024)年度	R12(2030)年度	R12(2030)年度	R7(2025)年度
排出量	対 H30(2018) : 13.1%増 対 R4(2022) : 16.7%増	R4(2022)年度比 約 9%削減 未達成	- -	980 千 t H30(2018)年度比 約 7.5%減 未達成
1 人 1 日当たりのごみ排出量	1,006g	- -	-	976g 未達成
1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源除く)	575g	約 478g 未達成	- -	- -
1 人 1 日当たりのごみ焼却量	903g	580g R4(2022)年度比 16%削減 未達成	580g 未達成	- -
再生利用	18.6%	約 26% 未達成	- -	20%以上 未達成
最終処分	0t	R4(2022)年度比 約 5%削減 達成	- -	80 千 t H30(2018)年度比 約 5%減 達成

出典：廃棄物処理法に基づく基本方針  
第五次循環型社会形成推進基本計画  
第 5 次茨城県廃棄物処理計画

## 第 8 節 ごみ処理に関する課題の抽出

本市のごみ処理の現状を踏まえ、課題を下記のとおり整理します。

### 1. ごみの減量化及び資源化

#### 1. 1 ごみの排出抑制の推進

家庭から出るごみの排出量は減少傾向にありますが、1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量は、国や県の平均値、また本市の類似自治体と比較して依然として高い状況にあります。このため、今後ごみの減量化と資源化をさらに推進することが必要です。

一方、事業系ごみの排出量は、令和 5(2023)年まで鹿島共同再資源化センターに直接搬入されていたごみが、鹿島共同可燃ごみクリーンセンターで処理されるようになったため増加しています。事業活動で発生するごみは、排出事業者自身が責任を持って適正に処理・資源化することが原則です。事業系ごみを減らすためには、事業者自身がごみの分別や減量化の重要性を理解し、積極的に取り組むことが不可欠です。そのため、事業者への啓発活動や協力体制の構築が重要となります。

#### 1. 2 普及・啓発

本市は、15～65 歳の生産人口の割合が全国平均より高く、若い世代や子育て世代へのホームページや SNS などを活用した情報提供や幅広い世代への啓発を行うことが必要です。一方で、高齢者に対しては、ホームページに加え、広報紙や回覧板などの紙媒体による周知や、自治会等を活用した対面での啓発などの情報提供が必要です。

令和 5(2023)年度に本市で実施した「環境保全活動の状況に関する市民アンケート」の結果では、「詰め替えできる商品を購入する」、「買い物袋等を持参している」、「食品ロスに配慮して余計に買わない」に関しての取組率が高い傾向が見られました。引き続きごみの減量化や食品ロス対策についての取組を普及・啓発をしていくことが必要です。

本市のごみ全体に占める事業系ごみの割合が 30%以上と高くなっています。排出事業者への収集業者や処理業者に関する情報提供とごみ減量化やリサイクルに関する啓発を行っていくことが必要です。

#### 1. 3 リサイクルの推進

鹿島共同可燃ごみクリーンセンターの組成調査結果(乾燥ベース)では、紙類が半分含まれています。資源化可能な紙類について分別徹底の啓発を進めることが必要です。

プラスチック製容器包装については、食品の付着による汚れがあると可燃ごみとして焼却処理するため、適正な排出方法について啓発していくことが必要です。

不燃ごみについても適正な分別について啓発し、資源化をさらに推進することが必要です。

#### 1. 4 食品ロス削減

日本において、令和 5(2023)年度でまだ食べられるのに様々な理由によって捨てられる「食品ロス」の排出量は、年間 464 万 t、1 人 1 日当たり約 102g と推定されます。食品ロスが可燃ごみとして排出されると、ごみ処理の費用がかかり、焼却によるCO<sub>2</sub>排出や焼却後の灰の埋立等による環境負荷につながります。

## 1. 5 プラスチック類のリサイクルの推進

プラスチック資源循環促進法の施行により、市町村に対して排出抑制やプラスチック製品のリサイクルなど、プラスチックの3R+Renewable の促進が求められています。

本市においてもペットボトルやプラスチック製容器包装は資源化していますが、使い捨てプラスチック製品等については、不燃ごみや一部可燃ごみとしています。本市においても、使い捨てプラスチック製品等の分別収集の検討や、発生抑制、不法投棄防止など意識啓発等に取り組む必要があります。

## 2. 適正処理・処分の推進

---

### 2. 1 収集・運搬

市内全域から排出される一般廃棄物を適正かつ円滑に収集・運搬する必要性から、効率的な収集・運搬体制を構築し維持していく必要があります。

また、今後増加すると思われる高齢者等を対象とした収集・運搬体制の充実を図る必要があります。

### 2. 2 中間処理

本市では、令和 6(2024)年度より鹿島共同可燃ごみクリーンセンターで可燃ごみの処理を行っており、鹿島地方事務組合との連携を強化することが必要です。

神栖市第一リサイクルプラザや神栖市第二リサイクルプラザについては、適切な維持管理を行い、ごみの安定的な処理の継続が必要です。

### 2. 3 最終処分

本市は、最終処分場を有していないことから、埋立するごみの減量・リサイクルの推進、焼却残さの資源化などを行い、埋立負荷を軽減する必要があります。

### 2. 4 リスク発生時の対応

台風や地震等の自然災害や感染症等様々なリスクが発生しているため、事業継続のための事前の備えが必要となっています。

また、災害発生時には迅速な廃棄物処理が必要になるため、「災害廃棄物処理計画」に基づき、鹿島地方事務組合及び周辺自治体と協力し、災害等に強いごみ処理体制を確保していく必要があります。

### 2. 5 不法投棄の対応

ごみの不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、自然環境の破壊にもつながることから、これを防止し、ごみの適正な分別排出を徹底する必要があります。